

良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業を行う者の公募について

平成28年5月9日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、住宅ストック維持・向上促進事業のうち良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業（以下、「良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業」といいます。）を行う者の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業

(2) 事業目的

本事業は、健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの開発・普及等を支援することにより、良質な住宅ストックが市場において適正に評価される市場環境の整備を図ることを目的としています。

(3) 事業内容

本事業は、以下の取組を行う事業者を対象としています。

①総合的検討事業

次の「②仕組みの開発・周知・試行事業」を踏まえた、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの調査・普及等に係る総合的な取組を行う事業

②仕組みの開発・周知・試行事業

住宅の質の維持・向上が適正に評価されるような、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的かつ具体的な仕組みの開発・周知・試行を行う事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定しています。

平成28年6月下旬 ～ 平成29年2月28日

2. 公募対象事業者の要件

(1) 総合的検討事業については、次の①～⑤の全ての条件を満たすことのできる民間事業者を対象とします。

① 公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

- ②知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- ③補助事業を的確に遂行する技術力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- ④補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- ⑤事業の実施にあたっては、公平性及び中立性を確保すること。

- (2) 仕組みの開発・周知・試行事業については、良質な住宅を供給する建築士や住宅事業者、住宅の維持管理に関わる検査事業者や住宅履歴管理業者、住宅の資産価値を評価する宅建業者・不動産鑑定士や金融機関等が連携した協議会等を対象とします。

なお、各協議会等からの提案事業について、国土交通省に設置する有識者を含めた評価委員会において、①資産価値評価の妥当性、②企画性・商品性、③新規性、④実現可能性、⑤補助期間終了後の継続可能性、⑥普及可能性の観点から総合的に審査を行います。

3. 募集要領の交付期間及び場所

(1)交付期間

平成 28 年 5 月 9 日(月)10 時 00 分～平成 28 年 6 月 13 日(月)18 時 00 分

(2)場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省 住宅局 住宅生産課

4. 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1)提出期限

平成 28 年 6 月 13 日(月) 18 時 00 分まで（必着）

(2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3
国土交通省 住宅局 住宅生産課

(3) 方法

郵送（提出期限必着）

(4) 担当部局

国土交通省 住宅局 住宅生産課 担当：西村、横田、風間
電話：03-5253-8111（内線 39448、39428、39432）、FAX03-5253-1629
電子メール：nishimura-h2sp@mlit.go.jp
yokota-y2hr@mlit.go.jp
kazama-t2q2@mlit.go.jp

5. 選定

応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査し、採択者を決定します。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 提案書の作成および提出に係る費用は、提出者側の負担とします。
- (3) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行いません。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にすることがあります。
- (5) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) その他詳細は募集要領によります。